

「ふくしまの酒 県内気運醸成・消費拡大プロモーション事業」委託に関する業務仕様書

1 目 的

本県産日本酒である「ふくしまの酒」のブランドイメージを高め、既存ファンはもちろんのこと、今まで知らなかった層に対しても認知度向上を図ることにより、県産酒をフックとした交流人口の拡大及び消費拡大を目指す。

さらに、県内酒店・旅館・県内企業等と協働し、県民に「ふくしまの酒」の魅力やおいしさをあらためて深く、広く浸透させるための情報発信を行うことで、県内における気運醸成を図る。

2 委託業務内容

ふくしまの酒の知名度向上、及び消費拡大を図るため、以下の取組を行う。

(1) (仮称) ふくしまの酒案内人に関すること

- ・本事業の顔として、著名人等を起用し、県内メディア（新聞やテレビ）により、ふくしまの酒の魅力やおいしさを広めるための情報発信を複数回展開すること。
- ・加えて、県が設置するふくしまの酒サイト・ふくしまの酒 Instagram 事業と連携し情報を発信すること。

(2) (仮称) ふくしまの酒地域案内人に関すること

- ・県により認定するふくしまの酒地域案内人（以下、地域案内人）の概要はつぎのとおり
地域案内人概要

- 令和6年5月頃において県HPより公募を予定。
- 福島県内の宿泊業に携わる方(女将さん等)・福島県内の酒販関連事業に携わる方(酒店の店主等)で、ふくしまの酒の認知度向上及び販路拡大を図るために、ふくしまの酒について知識蓄積を行い、SNSや接客を通して魅力発信に協力頂けるふくしまの酒のガイド役を「ふくしまの酒地域案内人」として認定する。
- 地域案内人研修会を実施し、受講を終えた方を地域案内人として認定する。
- 地域案内人として認定された者は、ふくしまの酒の魅力発信に努めるものとして、接客やSNSによる情報発信により継続して気運醸成を図る。
- 地域案内人は、公式アカウント及び自身のSNSアカウントを活用し、ふくしまの酒の魅力を発信する。(例：取り扱っている銘柄の紹介、ふくしまの酒イベントの周知等)

- ・ふくしまの酒の知識向上を目的とした研修会を行い、研修を受講した者に認定を行う。
- ・研修会は、ふくしまの酒に知見のある専門家を1名以上講師とすること。
- ・研修会は、地域案内人の申請状況・人数に応じて、地域毎など複数回実施すること。
- ・研修会では、ふくしまの酒に係る知識の他、効果的なSNSによる情報発信の方法についても研修を行うこと。

- ・認定した地域案内人には、認定証を交付すること。また、県が設置するふくしまの酒サイトと連携し、地域案内人名を掲載すること。
- ・事業完了時において、地域案内人のふくしまの酒に係る SNS 発信回数等を報告すること。

(3) ふくしまの酒応援企業に関すること

- ・県により認定するふくしまの酒応援企業（以下、応援企業）の概要はつぎのとおり
応援企業概要

- 令和6年5～6月において応援企業の選定を予定（3社程度を予定）
- 応援企業の社員に対するプロモーションを実施し、新たなふくしまの酒ファンを育成する。
- 令和6年7月頃に認定式を実施予定
- 企業に対してふくしまの酒講座、酒蔵見学バスツアーを実施する。
- 企業内フェアにおいてふくしまの酒の魅力を発信し、交流人口の拡大を図る。

- ・応援企業の認定式を実施すること。
- ・ふくしまの酒の魅力発信を目的とした企業内酒講座を実施、ふくしまの酒に知見のある専門家を1名以上講師とすること。
- ・県内酒蔵と調整し、酒蔵と交流することができる酒蔵見学バスツアーを応援企業毎に実施すること。
- ・応援企業と調整し、企業内フェアの開催や企業内福利厚生誌における魅力発信を行うことで企業全体にふくしまの酒が浸透する取組を行うこと。

提案

- ・(1) ふくしまの酒案内人及び(2) ふくしまの酒地域案内人について、ふくしまの酒の訴求効果に繋がる名称をご提案ください。
- ・(1) ふくしまの酒案内人について、県内メディアによる定期的なふくしまの酒の魅力発信が可能な著名人等を1名以上ご提案ください。
- ・(1)～(3)と蔵元等がコラボし、ふくしまの酒の魅力について発信できる企画を提案ください。
- ・(1)～(3)が、県内メディアを利用し、ふくしまの酒の魅力について発信できる企画を提案ください。
- ・(1)～(3)により、県民にどのような訴求効果が期待できるかご提案ください。
- ・(1)～(3)が、持続的な取組となるような具体的な仕掛け作りについてご説明ください。

3 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・ 着手届
 - ・ 統括責任者通知書
 - ・ その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・ 完了届
 - ・ その他、県が業務の確認に必要と認める書類

5 統括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

6 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。